

<p>日程30 決議案2 林川伸二議員及び姥順一議員に対する辞職勧告決議について</p>	<p>議 長</p>	<p>お諮りします。 ただいま、青野君から決議案第3号、林川伸二議員及び姥順一議員に対する問責決議が提出されました。 この動議は賛成者がありますので、成立しました。 本件を日程に追加し、追加日程第31として議題とすることについて採決いたします。 この採決は起立によって行います。 お諮りします。 本件を日程に追加し、追加日程第31として、以下順次繰り下げし、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 起 立 多 数 ( 8 : 2 ) )</p>
	<p>議 長</p>	<p>起立多数であります。 よって、本件を日程に追加し、追加日程第31として議題とすることは可決されました。 ここで、議案配付のため、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">( 暫 時 休 憩 )</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第30、決議案第2号、林川伸二議員及び姥順一議員に対する辞職勧告決議から日程第31、決議案第3号、林川伸二議員及び姥順一議員に対する問責決議までの2件については、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、林川伸二君、姥順一君の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 林川議員、姥議員 退場 )</p>
	<p>議 長  大 石 隆</p>	<p>日程第30、決議案第2号、林川伸二議員及び姥順一議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 11番、大石隆君。</p> <p>11番、大石。 総括日程表29ページになります。 決議案第2号、林川伸二議員及び姥順一議員に対する議員辞職勧告決議について。 総括日程表30ページをお開きください。 原文の朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。 林川伸二議員及び姥順一議員に対する辞職勧告決議案。 議会は、執行機関（以下「町」という）に対して、議事機関、意思決定機関として存在している。 そして、町の行政執行は、議会議決を得ることを前提としており、町が提案した条例などに対して可否を表明することは、議会の最も重要な使命であり、職責である。 議決は、議員個々の意思から独立したものとなり、議会全体の統一した意思となる。例え、反対の意思を表明した議員であっても、議会</p>

<p>日程30 決議案2</p>	<p>大石 隆</p>	<p>の構成員である以上、議決に従わなければならない。</p> <p>4月9日に、2月26日第2回臨時議会にて議決した「鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、林川伸二議員及び姥順一議員から（以下「両議員」という）公開質問状が提出された。議決案件の公開質問状は、例え疑義であったとしても、不適切な行動である。</p> <p>4月19日に公開質問状は取り下げられた。</p> <p>5月7日に両議員から前回と同じ内容の公開質問状が再提出された。</p> <p>5月13日には、町から公開質問状に対する回答書が提出された。</p> <p>5月21日に両議員から町の回答書に対して公開再質問状が提出された。</p> <p>この公開再質問状の文中には、議決した条例の改ざんが見られ、さらにその改ざん箇所でも質問していた。</p> <p>6月4日に町から公開再質問状に対する回答書が提出された。</p> <p>以上の内容を検証すると、もはや「不適切な行動」ではなく、「議員の資質に欠ける行動」と言わざるを得ない。特に、公開質問状は今後も繰り返される可能性が高く、これ以上看過することはできない。今回の一連の行動に対して、町より議会に対して嚴重抗議が提出され、町と議会との信頼関係を大きく損なう事態を招き、議会の信頼を失墜させた。</p> <p>よって、林川伸二議員及び姥順一に対し、議員の職を辞するよう勧告する。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>御審議の上、採択くださいますようお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ ありません との声 ）</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより討論に入りますが、本件に関しては私も討論への参加を希望いたしますので、会議規則第53条の規定により、大石副議長と議長を代わります。</p> <p style="text-align: center;">（ 大石副議長、議長席へ着席 木下議長、自席へ着席 ）</p>
	<p>副 議 長</p>	<p>それでは、会議規則第53条の規定により、木下君が発言を求めましたので、議長を代わります。</p> <p>なお、討論が始まりましたら、議長は交代できませんので、討論終了後も議長を交代せず、採決まで大石が務めます。</p> <p>それでは討論に入ります。</p> <p>まず、本案に対する反対討論はありませんか。</p> <p>9番、青野君。</p>

<p>日程30 決議案2</p>	<p>青野 敏</p>	<p>9番、青野。</p> <p>議員の辞職勧告決議とは、私が考えるに議員の不祥事に対して、公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して、議会としての意思表示と私は考えています。</p> <p>今回問題となっております一連の事案は、議会として議決をした案件に疑義があるとして、提案者である執行機関に対して公開質問状を提出をし、さらに、再質問状の文中では、条例文章の一部を改変をしている行動であります。</p> <p>これは、行為につきましては、提案者である執行機関と議決者である議会の信頼関係を著しく失墜させるものであり、議員として不適切な行動であり、このことについては、看過することができないと私も考えております。</p> <p>しかしながら、今回の「議員の資質に欠ける行動」が、不祥事の定義にあたるのか。このような曖昧の中での議員辞職勧告は、よほど慎重でなければならないと思いますし、議員の進退問題につきましては、個人の議員が判断をするべきと考えております。</p> <p>林川伸二議員、姥順一議員に対しましては、今後、議員としてその責任ある行動と発言を強く求めるとともに、この行動につきましては十分、反省することを促し、問責決議が相当と考えておりますので、今回の議員辞職勧告決議案には、反対をするものであります。</p>
	<p>副 議 長</p>	<p>次に、本案に対する賛成討論はありませんか。</p> <p>5番、舟根君。</p>
	<p>舟根輝好</p>	<p>5番、舟根。</p> <p>両議員が出席している議会の議決した案件に対して公開質問状を提出した行動自体が大変不適切であり、公開質問状が一度取り下げられ、自らの行動が不適切だと本人たちも気づいたというふうには一時は理解していたのですが、そうではなく、質問状を再度提出した。</p> <p>今回の一連の行動の中、ほかの人からの助言があったというふうには伺っていることもあります。</p> <p>それにも考えを変えることなく、自らの行動が不適切という考えがないというふうには思うしかないと思います。</p> <p>議員の資質に欠ける行動というよりも、議員の資質に欠ける思想であるというふうには私は考えます。</p> <p>したがって、本決議に賛成いたします。</p> <p>以上です。</p>
	<p>副 議 長</p>	<p>次に、本案に対する反対討論はありませんか。</p> <p>7番、片山君。</p>
	<p>片山兵衛</p>	<p>7番、片山。</p> <p>私は、議員辞職勧告決議案に反対の立場で討論いたします。</p> <p>議員は、同僚議員に対して、その適・不適を判断すべき立場にはないと私は考えます。</p> <p>議員は、住民の委託を受け、住民の意見を代弁する存在です。その</p>

日程30 決議案2	片山兵衛    副議長  木下忠行	<p>者に対し、議会がやめろという、これが通常の議決要件である過半数で通ってしまう。考えれば、議会制民主主義の根幹を揺るがしかねない問題です。</p> <p>勢いや行きがかりに任せることなく、私たちは、今一度立ち止まり、真摯に対応を考慮すべきではないでしょうか。</p> <p>議員には、4年ごとに行われる選挙によって住民の支持・不支持の審判がなされます。さらに、規範を逸脱するものに対しては、リコール制度が用意されています。</p> <p>議員の進退に対する外的な拘束はそれで十分果たされているというのが今日の地方自治法の考えであり、私もそれに納得するものです。</p> <p>50年を超える歴史を持つ我が鷹栖町議会でも、調べられる限りにおいて、議員の辞職勧告決議が出されたことはありません。</p> <p>これは、我が町議会が今まで大きな問題に直面することがなかったということではなく、その都度、先輩議員の皆さんが最悪の事態を回避する知恵を絞ったのだと考えるべきです。</p> <p>私たち議員は今、一人ひとりがその良識を問われています。</p> <p>議員辞職勧告は見合わせるべきだと、もう一度申し上げて、私の発言を終わります。</p> <p>次に、本案に対する賛成討論はありますか。 12番、木下君。</p> <p>今回の決議に対して賛成の立場で発言をします。</p> <p>まず最初に、議員辞職勧告決議をこの定例会に提出しなければならぬ事態となったことに対して、非常に残念な思いと同時に、このような前代未聞の事態に対して、鷹栖町議会としてどのように対応し、結論を出したのかを今後のためにもしっかりと検証結果を公表して、説明責任を果たすことが重要だと考えます。</p> <p>今事案は、議場において正式に可決された案件に対して、その議決に参画した議員が町長に対して公開質問状を提出したものであり、私の常識では理解不能です。</p> <p>この行為について、様々な情報を持つ北海道町村議会議長会事務局に見解を求めたところ、違法ではないが、不適切な行為であり、問責決議に値するとの見解でした。</p> <p>それを受けて、町より口頭での抗議と検証要望があり、後に町長より議長に対して正式な公文書として提出されました。</p> <p>以降の議会としての対応については決議文にあるとおりですが、私の最大の疑問は、これまでの間に両名は、いくらでも立ち止まって自分たちの行動を考えることができたのに、なぜ最終的に条例の改ざんの事態まで引き起してしまったのかという点です。</p> <p>同僚議員から説得をされて取り下げ、再度全く同じ内容で再提出をする。私の認識では、公開質問状は、安易に提出したり取り下げたりするものではありません。</p> <p>一部には、町民に対して直接不利益を与えていないとの論調もあるようですが、それは間違いだと思います。</p> <p>今回の不適切な行動により、この事案に対応した役場職員の精神的な重圧や、間違いがないように慎重に回答書を作成する時間や打合せ</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>日程30 決議案2</p>	<p>木下 忠行</p> <p>副 議 長</p> <p>日下 義 朗</p>	<p>の時間は、本来住民のために使われていたはずで、間接的に住民に不利益を与えたと考えます。</p> <p>また、議会の対応次第では、行政と議会の信頼関係を損なうこととなり、行政の事務執行に影響を与える可能性もありました。</p> <p>これらを総合的に判断すると、両名は議員の資質に欠けると言わざるを得ず、議員辞職すべきと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、本案に対する反対討論はありませんか。</p> <p>3番、日下君。</p> <p>3番、日下。</p> <p>私は3点にわたって、この案、意見に反対いたします。</p> <p>まず最初に、公開質問状の中に、公開質問状を問題をされています。</p> <p>公開質問状は法的規定がございません。</p> <p>そして、受付でその文書が適切かどうか、適切であれば収受という印を押して、各課内の中のほうで決裁印をいただくことになっております。</p> <p>この文書の冒頭、何て書いてあるか。可決された改正条例というふうに最初に文言を表記して、この文言を見直して、次々と収受の印を押して、決裁印をいただくとする形ではなかったのではないかと私は思います。</p> <p>法的規制のない公開質問状は、いつでも窓口でこのところが指摘して、私のところでは受け付けられないと、こうするのが役所としての公式文書としての受取り方の基本ではないかなと。私はまず一つそのことです。</p> <p>二つ目。議員辞職勧告案という話が出ておりますが、令和2年11月、最高裁は議会内部規律の見直しを判示しています。</p> <p>つまり、この議員辞職勧告案というのは、議会内部規律として、今まで裁判所では判断を忌避していた。</p> <p>この令和2年11月、判示は、その部分のことを、もう一度考えるべきではないかなというふうに私は思います。</p> <p>それから、三つ目です。法的拘束力のない質問状の中で、基本方針が見えない中で文書のやりとりが、職員に多大なる迷惑をかけたという同僚議員の話がありますが、役所では、この公開質問状の取扱いについてどのような基本的な考え方を持っていたのでしょうか。</p> <p>一番困るのは担当者だと思います。よくない、扱えない文書ではないか。それどうしたらいいだろうか。やっぱり上に上げるわけですよ。上からの指示がない限り、その方々が自分の判断で返すとかそれはできないわけですよ。</p> <p>4度も繰り返された。4度も繰り返された。</p> <p>本当に、同僚議員が言うように、職員の方は、やはり相当の心労をしながら、自分の職務が、自分の責務が果たせるかどうか、悩まれたのではないかと思います。</p> <p>今回の形の中でいう形でいうと、議員の懲罰については、とにかく公平公正な見識による懲罰が科せられることが大事です。</p>
------------------	---	--

<p>日程30 決議案2</p>	<p>日下義朗</p> <p>副議長</p> <p>副議長</p> <p>日下義朗</p> <p>副議長</p> <p>日下義朗</p> <p>副議長</p> <p>副議長</p>	<p>議会の内部規律として議員辞職勧告案も示されましたが、その点の基本的な考え方がきちっとした上で改めて論議されるのであれば、私はもう一度そういうふうを考え直していくべきではないかと思えます。</p> <p>ただ、この両議員がですね、役所の職員の方々の判断を、あるいは職務に多大なる心労をかけたことについては、やはり大きな責任があると思えます。</p> <p>大きな責任があればあるほど、周りの私たちは、どのことが公正な判断なのか、こういう基準で対応しようということが共通理解されなければ、何度でも起こされると。</p> <p>事実、私が議員になったときにもありました。これがしっかりしていないと、やはりこういうふうに再発する。</p> <p>ぜひこの機会にですね、公平公正のですね、見識による懲罰が与えられるようにしていただくことができれば、私は辞職勧告案に反対した最大の理由であります。以上です。</p> <p>ここでちょっと暫時休憩したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（ 暫 時 休 憩 ）</p> <p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>ほかに意見ありますか。</p> <p>3 番、日下君。</p> <p>3 番、日下。</p> <p>先ほど、公開質問状に関わって、収受の表現について撤回いたします。</p> <p>撤回…全部撤回するんですか。</p> <p>3 番、日下君。</p> <p>改めて。</p> <p>公開質問状の収受について、行政側で受け付けたということについて、私のほうから発言ありましたけれども、その関連する言葉について、撤回いたします。</p> <p>撤回なんですね。</p> <p>修正とか…撤回になるんですね。</p> <p>撤回ということが今聞こえたんですけども。</p> <p style="text-align: center;">（ 青野議員 自席を離れる ）</p> <p>青野議員、自席でお待ちください。</p> <p>ちょっとお待ちください。</p> <p>暫時休憩にいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 暫 時 休 憩 ）</p>
------------------	--	--

日程30 決議案2	副 議 長	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>ただいま、日下君から、不穏当と認められるから議長において発言取消しを命じられたいとの要求がありました。</p> <p>議長において、後刻記録を調査の上、措置することにいたしたいと思います。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">( ありません との声 )</p>
	副 議 長	<p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>ここでちょっと暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 暫 時 休 憩 )</p>
	副 議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>4 番、桑原君。</p>
	桑 原 芳 文	<p>4 番、桑原。</p> <p>賛成討論です。</p> <p>同僚議員として、特に、私を含めて新人 5 人のうちの 2 人でもあり、今まで注意深く行動を見てきましたが、今回の行動については、議員として行うべき行動では決してありません。</p> <p>先ほど来、話もありましたが、議会の構成員である以上、議決には従わなければならないルールを完全に無視していた行動だと思えます。</p> <p>議員としての資質に欠ける行動、また、一般の常識も欠けているのではないかと思います。</p> <p>これを許すならば、今後もこのような行動が繰り返され、町と議会との信頼関係が崩壊する事態を招くと考えられます。</p> <p>よって、議員辞職勧告決議案については私は賛成いたします。</p> <p>以上です。</p>
	副 議 長	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( ありません との声 )</p>
	副 議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより決議案第 2 号を起立により採決いたします。</p> <p>本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 可 否 同 数 ( 4 : 4 ) )</p>
	副 議 長	<p>お座りください。</p> <p>賛成、反対が同数となりました。</p>

日程30 決議案2	副 議 長	<p>したがって地方自治法第116条第1項の規定によって、私が本件に対して採決いたします。</p> <p>決議案第2号について議長は提案者ですので、可決と採決いたします。</p> <p>それでは議長交代いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 大石副議長、自席へ着席 木下議員、議長席へ着席 ）</p> <p>議長</p> <p>ただいま可決いたしました決議第2号ですが、賛成者である斉藤哲子さんは初日から欠席しておりますので、賛成者名から削除した上で可決議案書といたします。</p> <p>次に、日程第31、決議案第3号、林川伸二議員及び姥順一議員に対する問責決議については、決議第2号が可決したため、否決したものとみなし、採決は必要ないもの取り扱いします。</p> <p>よって、日程第32に移ります。</p> <p>林川伸二君、姥順一君の退場を解きます。</p> <p style="text-align: center;">（ 林川議員、姥議員 入場 ）</p>
-----------	-------	--